

## (仮称) 新三宮図書館整備検討会開催要綱

平成 30 年 7 月 12 日

神戸市教育長決定

### (目的)

第 1 条 移転整備を行う三宮図書館に関するコンセプトや基本的な方針、機能等について、有識者等から幅広く意見を求めることを目的として「(仮称) 新三宮図書館整備検討会」(以下「検討会」という)を開催する。

### (委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は学識経験者をはじめ有識者、図書館でボランティア活動を行う者、その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は 10 名以内とする
- 3 委員の任期は平成 31 年 3 月 31 日までとする。

### (会長の指名等)

第 3 条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる
- 3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行するものを指名する。

### (検討会の公開)

第 4 条 検討会はこれを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年 7 月条例 29 号)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 懇談会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成 25 年 3 月 27 日市長決定)を準用する。

### (施行細目の委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は教育委員会中央図書館長が定める。

附則（平成 30 年 7 月 12 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 13 日より施行する

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。